

○ニュー・ジーランド産りんご生果実に関する植物検疫実施細則

平成5年6月1日 5農蚕第3724号
植物防疫（事務）所長あて 農蚕園芸局長通達

植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の4の項のニュー・ジーランド産のガラ種，グラニースミス種，ふじ種，ブレイバーン種，レッドデリシャス種及びロイヤルガラ種のりんごの生果実に係る植物検疫の実施については，平成5年5月28日農林水産省告示第582号（以下「告示」という。）で規定するもののほか，この細則に定めるところによる。

1 生産地域

（1）告示1のニュー・ジーランド植物防疫機関（以下「NZ機関」という。）が指定した地域（以下「指定地域」という。）は，次のそれぞれの条件を満足している無病地区及び緩衝地区からなる地域とする。

ア 無病地区（輸出地区）

（ア）りんご以外の火傷病菌の寄主植物（なし，さんざし，ピラカンサ等）がないこと。

（イ）緩衝地区によって囲まれていること。

（ウ）火傷病のり病樹がないこと。

イ 緩衝地区（非輸出地区）

（ア）無病地区の周囲に500メートル以上の幅で帯状に設置されていること。

（イ）火傷病のり病樹がないこと。

（2）指定地域の指定は，毎年，NZ機関により開花時期，幼果時期及び収穫時期において各1回行われる実地検査の結果に基づいて，行われるものとする。なお，暴風雨・降雹等があった場合には，それが当該実地検査の実施の直前であるときを除き，

別途NZ機関により実地検査が行われるものとする。

- (3) 指定地域は、毎年、当該指定地域におけるりんご生果実の収穫開始前に、NZ機関により一覧表に取りまとめられ、植物防疫官あてに提出されるものとする。
- (4) 植物防疫官は、毎年、指定地域について、当該指定地域におけるりんご生果実の収穫開始前に、NZ機関と共同して確認調査を行うものとする。ただし、当該時期に確認調査を行うことができなかった指定地域については、当該指定地域で生産されたりんご生果実についての最初の輸出検査の確認を行う前に、確認調査を行うものとする。
- (5) 指定地域の指定後に、暴風雨・降雹等があった場合における(2)ただし書による実地検査又は(4)による確認調査の結果、(1)のア及びイの条件を満足していないことが判明した地域については、指定地域の指定が取り消されるものとし、その旨植物防疫官あてに通知されるものとする。

2 消毒施設

告示4の生産地における消毒のためのくん蒸施設及び低温処理施設は、次の条件を満足しているものとする。

(1) くん蒸施設

- ア くん蒸中一定のガス濃度を保持しうる気密性を有するものであること。
- イ くん蒸施設内のガス濃度を外部から測定できる構造であること。
- ウ くん蒸施設内のガス濃度を均一にする装置及び消毒終了後速やかにガスを排出する装置を有するものであること。
- エ 臭化メチルの投薬装置が設備されていること。
- オ くん蒸施設内の果実温度を外部から随時測定できる装置を有するものであること。

(2) 低温処理施設

- ア 部屋ごとに ± 0.6 度の精度で所定温度に保持できるもので

あること。

イ 部屋内の温度（冷却風の入口及び出口の2か所）及び果実内の温度（部屋中央の積荷の中心部及び最上部の角並びに冷却風の出口付近の積荷の中心部及び最上部の角の4か所）について外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。

3 こん包及びこん包場所

（1）こん包

ア 通気孔を設けた箱を使用してこん包する場合には、当該箱に収容する前に当該生果実をポリエチレン製のこん包材料で包み込み、又はその通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているものを使用するものとする。

イ こん包には、過去に使用されていない箱及びこん包材料を使用するものとする。

（2）こん包場所

告示5の（2）のこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。

ア くん蒸施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている等、コドリングの侵入を防止するための設備があること。

イ 消毒済みのりんご生果実の専用のこん包場所であること。

ウ 毎日、使用開始前に内部が殺虫剤で消毒され、さらに、必要に応じて消毒が行われること。並びに毎年使用開始前に及び必要に応じて内部が次亜塩素酸ナトリウム水溶液で消毒されること。

4 消毒施設及びこん包場所の調査

（1）植物防疫官は、消毒施設及びこん包場所について、それぞれ

2及び3の(2)の条件を満足するものであることを確認するため、毎年、当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。

(2) (1)の調査は、原則として、NZ機関が行う日本向けりんご生果実の消毒施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。

(3) (1)の調査において、くん蒸施設の気密性の確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。

ア 当該施設の内容積1立方メートル当たり臭化メチル10グラムを使用して空くん蒸を行い、48時間後における施設内空間の上、中、下3点のガス濃度を測定し、その平均測定値が使用量の70パーセント以上であることをもって行うこと。

イ 当該施設の内部の圧力をケロシン液柱50ミリメートルに上げ、5ミリメートルに下がるまでの時間が22秒以上であることをもって行うこと。

5 検査及び消毒の確認

(1) 告示3の(3)の消毒の確認は、次により、原則としてNZ機関と共同して、行うものとする。

ア くん蒸による消毒

(ア) 告示4の(2)に定められた薬量及び温度条件の下に所定の時間くん蒸が行われたことを確認すること。

(イ) 1回に処理する生果実の量がくん蒸施設の内容積の40パーセントを超えず、かつ、積付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われたことを確認すること。

(ウ) くん蒸中は常時ガスの循環が行われたことを確認すること。

イ 低温処理による消毒

(ア) 予備冷蔵により生果実の中心部の温度が0.5度であることを、部屋ごとに4か所以上の生果実について確認する

こと。

(イ) (ア)の確認後、引き続き生果実の中心部の温度が25日間、0.5度以下であることを、原則として1日1回以上確認すること。ただし、(ア)の確認後、温度記録計を封印した場合には、処理中の果実温度を処理終了後に確認することができる。

(ウ) 消毒の開始直前及び終了直後に温度計の指度が正確であるかどうかを確認すること。

(2) 告示3の(3)の検査の確認は、NZ機関と共同で次により行うものとする。

ア 生果実が、指定地域のうち無病地区で生産されたものであり、かつ、告示4の(1)のくん蒸の実施後、低温処理実施前に、次亜塩素酸ナトリウム水溶液(塩素濃度100ppm以上)に1分間以上浸漬することによる火傷病菌に対する表面殺菌が行われたものであることを確認すること。

イ 生果実のこん包数の5パーセント以上について、NZ機関が行う検査に立ち会い、有害動物及び有害植物(特にコドリング及び火傷病菌)が付着していないことを確認すること。

(3) (2)の確認の結果、コドリング又は火傷病菌が発見された場合には、それが付着した原因についてNZ機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の告示3の(3)の消毒の確認を行わないものとする。

(4) 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと並びに(2)により有害動物及び有害植物が付着していないことを確認したときは、次の様式により、植物検疫証明書の裏面又は余白にそれぞれ確認したことを付記するものとする。

区 分	確 認 者 氏 名 印	3センチ メートル
消毒確認 年 月 日		
検査確認 年 月 日		
10センチメートル		

6 保 管

5の確認を終了したこん包は、次の条件の下に保管されるものとする。

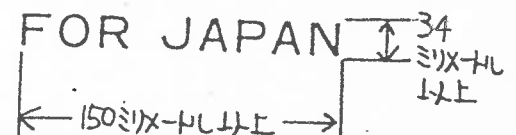
- (1) 保管場所は、日本向け以外の荷口と分離している区画であること。
- (2) (1)の区画には、日本向けのりんごの生果実の保管場所である旨の表示がなされていること。
- (3) (1)の区画の管理責任者が定められていること。
- (4) NZ機関により、定期的に保管状況について確認され、かつ、その状況が記録されていること。

7 表 示

告示6のこん包の表示は、それぞれ次の様式によるものとする。

(1) 輸出植物検疫終了の表示

(2) 仕向地の表示



8 輸入検査

- (1) 輸入検査は、輸入港において、当該生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認することにより行うものとする。
- (2) 告示3の(3)の植物防疫官による付記がなされている植物検疫証明書が添付されていない場合、こん包に告示5の(3)の封印がなされていない場合若しくは告示6の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。
- (3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手續及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年 7月 8日農林省告示第 206号）によるものとする。
- (4) コドリング又は火傷病菌が発見された場合には、次により措置するものとする。
 - ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。
 - イ コドリング又は火傷病菌が付着した原因について、NZ機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。